

## 質問及び回答

令和8年3月13日時点  
(令和8年3月11日質問まで)

No.	質問箇所	質問内容	回答
1	令和8年度広島県児童生徒1人1台端末(ChromeOS)等共同調達に係る提案依頼書-【別紙2】	① 導入している Google Workspace for Education エディションを教えてください。 ② Google Workspace for Education のドメイン名を教えてください。 ③ 生徒用、教員用それぞれのライセンス数の内訳を教えてください。	左記質問内容の①、②及び③について、提供を希望する企画提案者は、令和8年度広島県児童生徒1人1台端末等共同調達に係る公募型プロポーザル実施要領に示す広島県GIGAスクール推進協議会事務局へ電話及び電子メールにより連絡をしてください。
2	令和8年度広島県児童生徒1人1台端末(ChromeOS)等共同調達に係る提案依頼書-2-(1)	1台あたりの単価について、「限度額55,000円」を超える見積回答をした場合の評価はどうなりますか。	「令和8年度広島県児童生徒1人1台端末等共同調達に係る公募型プロポーザル実施要領-3-(4)」において、1台あたりの単価限度額を55,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)(※)と示しており、「令和8年度広島県児童生徒1人1台端末等共同調達に係る公募型プロポーザル実施要領-8-(2)」に該当する場合は失格となります。 ※ 基本パッケージの額であり、有償オプション(いわゆる「応用パッケージ」に相当するもの)等には適用しない。
3	令和8年度広島県児童生徒1人1台端末等共同調達に係る公募型プロポーザル実施要領-3-(7)-イ	プレゼンテーションで投影する提案書は、提出した資料のままではなく、特化するべき箇所のみをスライドショーなどへの改変は可能ですか。	「令和8年度広島県児童生徒1人1台端末等共同調達に係る公募型プロポーザル実施要領-3-(7)」において、「資料に沿って、重要なポイントを押さえて説明すること」と示しており、ここで示す資料は「令和8年度広島県児童生徒1人1台端末等共同調達に係る公募型プロポーザル実施要領-4」のとおりとし、改変は不可とします。
4	令和8年度広島県児童生徒1人1台端末(ChromeOS)等共同調達に係る提案依頼書-2-(4)	提案内容の【会社概要】を記載した場合、副本については、社名が特定できない(消去)形式にすれば、画像や企業名は特定できない文言(自社発行物など)はそのまま残しておいても問題ないですか。	お見込みのとおりです。
5	令和8年度広島県児童生徒1人1台端末(ChromeOS)等共同調達に係る提案依頼書-2-(4)	見積金額も提案書内に記載する必要がありますか。	「令和8年度広島県児童生徒1人1台端末等共同調達に係る公募型プロポーザル実施要領-4-(3)-オ-(オ)」及び「令和8年度広島県児童生徒1人1台端末(ChromeOS)等共同調達に係る提案依頼書-2-(4)-5」に示すとおり、記載事項としています。

No.	質問箇所	質問内容	回答
6	令和8年度広島県児童生徒1人1台端末(ChromeOS)等共同調達に係る提案依頼書-【別紙2】-端末のハードウェア保守・保証-⑦	【端末の輸送に係る費用は全て、受託者又はメーカーが負担すること】とありますが、初期導入時の輸送費となりますか。または、1年目から5年目の故障・交換すべての端末が対象となりますか。 自治体によって5年目以上使用される場合も送料は負担となりますか。	「令和8年度広島県児童生徒1人1台端末(ChromeOS)等共同調達に係る提案依頼書-【別紙2】-端末のハードウェア保守・保証-②及び⑦」に示すとおり、「5年以上センドバック方式による修理対応が可能なこと」及び「輸送に係る費用は全て、受託者又はメーカーが負担すること」としており、②の期間において⑦のとおりとなります。
7	令和8年度広島県児童生徒1人1台端末(ChromeOS)等共同調達に係る提案依頼書-7	無償回収を実施した場合、廃棄及びデータ消去の証明書を提示できれば、下取りなどの費用については、業者側での収入として想定してよいですか。 また、市町の収入になる場合は、業者紹介を実施し、自治体と回収業者との契約となりますか。	「令和8年度広島県児童生徒1人1台端末(ChromeOS)等共同調達に係る提案依頼書-7-(2)」に示すとおり、「更新対象端末等の回収・搬出に係る要件については、各教育委員会及び各学校と協議の上進めること」としています。
8	令和8年度広島県児童生徒1人1台端末(ChromeOS)等共同調達に係る提案依頼書-7-(5)	『データ消去』と記載がありますが、データ消去後の端末は再利用想定ですか。	「令和8年度広島県児童生徒1人1台端末(ChromeOS)等共同調達に係る提案依頼書-7-(2)」に示すとおり、「更新対象端末等の回収・搬出に係る要件については、各教育委員会及び各学校と協議の上進めること」としています。
9	令和8年度広島県児童生徒1人1台端末(ChromeOS)等共同調達に係る提案依頼書-3-(7)-イ-(イ)	プレゼンテーションにおける質疑への回答は、各担当者が実施しても問題ないですか。	お見込みのとおりです。